

令和7年度第1回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
令和7年5月2日（金）
午後2時00分～午後3時20分
調布市国領町3丁目8番地1
（公財）調布ゆうあい福祉公社 活動室2
- 2 理事の現在数 7名
- 3 定足数 4名
- 4 出席理事数 5名
- 5 審議事項
議案第1号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第6号）
議案第2号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第7号）
議案第3号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第8号）
議案第4号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第9号）
議案第5号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第10号）
議案第6号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）
議案第7号 職員就業規則の改正（案）について
議案第8号 職務限定職員就業規則の改正（案）について
議案第9号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について
議案第10号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について
議案第11号 令和6年度事業報告（案）について
議案第12号 令和6年度収支決算（案）について
議案第13号 令和7年度定時評議員会の招集について
- 6 報告事項
報告第1号 令和6年度下半期苦情解決状況について
報告第2号 令和6年度下半期事故報告について

（1）会議成立の報告

冒頭に定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

（2）議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

（3）審議事項

- ア 議案第1号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第6号）
- イ 議案第2号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第7号）
- ウ 議案第3号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第8号）
- エ 議案第4号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第9号）
- オ 議案第5号 専決処分の承認について（令和6年度収支補正予算第10号）

議案第1号から議案第5号までは、令和6年度予算の補正を行うものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

【議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度収支補正予算第 6 号）】

「本件は、機関紙・広報紙事業において、広報紙の調布市内の全戸ポスティング費が高騰したため、予算を補正する。

3 ページ中段の「2 機関紙・広報紙発行事業費」の「4 委託費支出」を 34 万 2,000 円増額し、ページ下段の「1 管理事務費」の「13 委託費支出」を同額減額補正する。補正日は令和 7 年 2 月 1 日である。」

【議案第 2 号 専決処分の承認について（令和 6 年度収支補正予算第 7 号）】

「本件は、デイサービスぷちぽあん受託事業において、エアコン等の老朽化に伴う入れ替え、電気温水器の設置のため、予算を補正する。

4 ページ、投資活動収支の部にて、「6 デイサービスぷちぽあん受託事業費」の「1 固定資産取得支出」を 112 万 4,000 円増額し、3 ページの事業活動収支の部にて、デイサービスぷちぽあん事業の修繕費支出等を同額減額補正する。補正日は令和 7 年 3 月 25 日である。」

【議案第 3 号 専決処分の承認について（令和 6 年度収支補正予算第 8 号）】

「本件は、厨房機器の経年劣化に伴い、入れ替えをするに当たり、予算を補正する。

4 ページ、投資活動収支の部にて、「1 食事サービス事業費」の「1 固定資産取得支出」を 287 万円増額し、3 ページ、事業活動収支の部にて、「2 食事サービス事業費」の賃借料支出等で 230 万円及び「5 有償福祉事業管理費」の「9 租税公課支出」で 57 万円を、それぞれ減額補正する。補正日は令和 7 年 3 月 27 日である。」

【議案第 4 号 専決処分の承認について（令和 6 年度収支補正予算第 9 号）】

「本件は、システム管理費において、データ保管の安定性とセキュリティの強化のため、ビジネス用ネットワークハードディスクを導入するに当たり、予算を補正する。

3 ページ、「Ⅱ 投資活動収支の部」にて、「9 システム管理費」の「1 固定資産取得支出」を 95 万 7,000 円増額し、「Ⅰ 事業活動収支の部」にて、「1 管理費人件費」の「6 法定福利費支出」を同額減額補正する。補正日は令和 7 年 3 月 28 日である。」

【議案第 5 号 専決処分の承認について（令和 6 年度収支補正予算第 10 号）】

「本補正は、予算額の不足や制度改正等を踏まえ、必要な予算の調整を行うものである。主な内容は、9 点ある。

1 点目、ホームヘルプサービス事業費について。協力会員の活動が増加したことにより、協力会員活動費を増額補正するものである。

2 点目、居宅介護支援事業費について。人事院勧告に基づく給与改定や業績連動手当の支給に伴い、人件費が不足したため、収入と併せて補正するものである。

3 点目、子育て支援事業訪問支援員派遣事業費について。事業収入が見込みを上回ったことから、収入と人件費の両方を増額補正するものである。

4 点目、市基準通所型サービス事業について。処遇の変更や居住支援手当の支給により人件費が不足したため、他の事業費から充当するものである。

5 点目、ヤングケアラー・コーディネーター受託事業費について。事業の契約額に合わせて予算を減額するものである。

6 点目、人件費について。人事異動や給与改定等に伴い、補助金を財源としている事業費人件費と管理費人件費の間で必要な予算補正を行うものである。

7 点目、ヤングケアラー・コーディネーター受託事業費の人件費について。同じ事業内で事業費から人件費を充足するため予算補正を行うものである。

8 点目、機関紙・広報紙発行事業費について。機関紙発行の費用が不足したため、増額補正するものである。

9 点目、管理事務費について。消耗品や修繕費の支出により予算が不足していることから補正するものである。

なお、補正日は令和 7 年 3 月 31 日である。」

議案第 1 号から議案第 5 号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

カ 議案第 6 号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）

事務局より次のように説明があった。

「本改正は、令和 7 年 5 月より、作業療法士を採用することに伴い、嘱託職員等就業規則の中の賃金表を改正するもので、令和 7 年 5 月 1 日付で専決処分を行ったことから、その承認を求めるものである。

新旧対照表の左側が新となっており、別表第 2 の嘱託職員賃金表、その下、臨時職員賃金表の職種に、新たに「リハ職」を追加している。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

キ 議案第 7 号 職員就業規則の改正（案）について

ク 議案第 8 号 職務限定職員就業規則の改正（案）について

ケ 議案第 9 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について

コ 議案第 10 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について

議案第 7 号から議案第 10 号までは、法改正に伴う就業規則の改正に係るものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

【議案第 7 号 職員就業規則の改正（案）について】

「本件は、令和 7 年 6 月 1 日施行の改正刑法に伴うもので、懲役と禁錮について、「拘禁刑」に一本化される。

新旧対照表のとおり、職員就業規則の第 56 条（解雇）の第 1 号、「禁錮」の表記を「拘禁刑」に改める。施行日は令和 7 年 6 月 1 日である。」

【議案第 8 号 職務限定職員就業規則の改正（案）について】

「新旧対照表のとおり、職務限定職員就業規則、第 56 条（解雇）の第 1 号、「禁錮」の表記を「拘禁刑」に改める。」

【議案第 9 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について】

「新旧対照表のとおり、嘱託職員等就業規則、第 50 条、「禁錮」の表記を「拘禁刑」に改める。」

【議案第 10 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について】

「新旧対照表のとおり、ホームヘルパー就業規則、第 49 条、「禁錮」の表記を「拘禁刑」に改める。」

監事より、「禁錮から拘禁刑という、その背景は何か」との質問があり、事務局より、「私も

法律の専門家ではないので、調べた中でお答えすると、拘禁刑とは、従来の刑罰である懲役と禁錮を一本化した刑罰である。改正刑法に基づいて、2025年6月1日から、懲役と禁錮は拘禁刑に一本化された。従来の懲役と禁錮は、刑務作業の義務があるか否かによって区別されていた。懲役の受刑者は刑務作業が義務づけられる一方で、禁錮の受刑者は刑務作業が任意とされていた。新設される拘禁刑は、刑務作業を行わせるかどうかは受刑者ごとに決定され、さらに受刑者の特性に応じて更生プログラムが行われる、といった内容の改正である」との答弁があった。

監事より、「何か刑事罰で捕まり、裁判で刑が確定する中の刑が、禁錮か懲役になる。結局、刑事罰を受けたら解雇」との質問があり、事務局より、「いわゆる刑事罰で起訴され、今までは懲役とか禁錮という判決をもって解雇に相当すると書いてあるが、そもそもの定義自体が、懲役と禁錮ではなくて拘禁刑というものに一本化されるので、今後は拘禁刑というものが確定すれば、当然、そういう効力が発するということである」との答弁があった。

議案第6号から議案第10号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

サ 議案第11号 令和6年度事業報告（案）について

事務局より次のように説明があった。

「お手元に議案書がついた事業報告（案）と当日資料の「令和7年度第1回定時理事会資料」〈概要版〉があるが、概要版資料のサマリーでご説明する。」

「1 公社の現状」

「令和6年度は、第3次中期計画の初年度として、「市民相互の助け合いとあたたかい地域づくり」という公社の理念に基づき、①地域共生社会の実現、孤立・孤独防止、②ケアラー支援、③認知症支援、④フレイル・介護予防支援の4項目を重点に据え、事業運営に取り組んだ。

公社の中核である住民参加型事業においては、協力会員の高齢化や新たな人員の確保について長年の課題となっており、安定した事業運営を行っていくための体制整備やサービスの見直しについて検討を進めていく必要がある。そのような中ではあるが、令和6年度は、協力会員数が前年度よりおよそ30人増加し、総数は250人となった。右上の写真にもあるように、大学生をはじめとした若者の参加については、近隣の大学に地域活動への参加を働きかけ、学生ボランティアの協力が令和6年度は14人となり、食事の配達や高齢者等への生活支援で活躍をされている。

デイサービス事業においては、令和6年度から国領高齢者在宅サービスセンター事業を再編し、「認知症対応型通所介護」と「総合事業通所型サービス（市基準）」の2事業に集約をした。また、認知症デイサービスぶちばあんが委託化となるなど、公社にとって大きな事業再編となっている。いずれも関係機関との連携のもと、特段の混乱もなく、円滑に移行することができた。

自主事業については、収支均衡が懸念されたが、居宅介護支援事業の業績改善が見られ、直近では収支も安定している。ただ、収支の安定には、加算の維持とケアマネジメント件数の目標達成が不可欠である。現状を維持できれば、令和7年度以降も収支均衡が見込

める状況となっている。」

「(1) 法人運営」

「令和 6 年度は、年度を通して事業は円滑に進展し、各事業の目標値については、コロナ禍以前の水準を上回る実績も見られている。

年度を振り返ると、令和 5 年度末から令和 6 年度にかけて、職員の退職により欠員が生じ、厳しい運営を強いられたが、体制を工夫するなどしながら事業運営に努めた。

住民参加型事業では、とりわけ食事サービス事業については、手づくりの食事をお届けする地域に根差したサービスとして、多くの方々にご利用いただくとともに、現在、待機者もいらっしゃる状況である。

調理と配達を担う協力会員が、年中無休で昼・夜の一日 2 回、心を込めてお食事を届けている。市民の方々が活動にかかわることは、単なる支援にとどまらず、地域の中で役割を持ち、つながりを感じる機会ともなっており、生きがいや社会参加にもつながっている。現在、協力会員の高齢化、新たな担い手の確保という課題もあるが、それでも地域に貢献したいという思いで、多くの方々がこの事業を支えてくださっている。公社では、協力会員の皆様と定期的な意見交換を通じて、無理なく活動を継続できる仕組みづくりや活動しやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

今後においては、物価上昇を踏まえたサービス価格の見直しや、サービス提供体制などの課題に対して、令和 7 年度中に方向性や方針をまとめて、一定の見直しを図りたいと考えており、持続可能な運営に向けた検討を引き続き進めていく。

デイサービス事業についてであるが、令和 6 年度、公社では、フレイル・介護予防支援や認知症支援をより一層強化していくため、事業再編を行った。国領高齢者在宅サービスセンター事業について、再編当初は、認知症デイサービス、総合事業通所型サービス（市基準）ともに利用者数の目標を下回る状況が続いたが、後半期は、市内の地域包括支援センター等に働きかけるなど、積極的な営業活動を行った結果、稼働率・利用者数ともに改善が見られている。

また、認知症デイサービスぷちぼあんについては、委託化にあわせて稼働日を増やし、サービスの充実を図った。ぷちぼあんについても、前半期は苦戦をしたが、後半期には稼働率が 7 割を超える月もあり、着実な改善が見られた。

令和 7 年度は、こうした状況を踏まえて、より積極的な広報・営業活動に取り組むとともに、利用者ニーズに即したプログラムの工夫・改善を行い、事業目標の達成を目指していく。

自主事業については、全体として安定した実績を上げることができた。

居宅介護支援事業では、年度の前半期に管理者の交代があり、一時的に体制が不安定となったが、担当職員の尽力により、目標としていたケアマネジメント件数を達成するなど、収支の改善が見られている。

訪問介護事業では、令和 6 年度も引き続き「特定事業所加算」を維持し、さらに最上位区分である「処遇改善加算Ⅰ」を新たに取得したことで、介護職員の処遇改善を一層進めることができた。加えて、職務限定職員を 1 名増員し、職員体制の強化を図ったほか、職員が喀痰吸引等の研修を受講し、医療ニーズへの対応・強化にも取り組んだ。収支に関しても、利用件数の目標を達成し、事業収支はプラスとなっている。

自主 2 事業（居宅介護支援事業・訪問介護事業）の総体では、プラス収支の結果で終えることができている。

このほか、公社全体として、職員体制や人員確保においては、通年を通して職員等の欠員が発生し、その補充に苦慮する場面が続いたが、積極的な採用活動を展開した結果、令和 7 年度に向けては概ね人員の充足が見込める状況となっている。しかしながら、訪問介護や通所介護を担う相談員、介護職の確保については、依然として厳しい状況が続いており、これらの事業を安定的に維持・継続していくためにも、人材の確保は引き続き喫緊かつ重要な課題であると認識している。

今後も、採用手法の多様化や職場環境の整備、職員の定着支援などに取り組みながら、魅力ある職場づくりを進めていく。」

「(2) 事業運営」

「ア 地域共生社会の実現、孤立・孤独防止」

「令和 6 年度は、それぞれの係で、「あたたかい地域づくり」を目指して事業に取り組んだ。住民参加推進係では、地域包括支援センターゆうあいと協働し、食事サービス事業者連絡会で、「見守り」をテーマに学習会を行った。また、市民向け講座のゆうあい福祉セミナーでは、地域における孤立・孤独の課題の一つとして、「発達しょうがい」をテーマに取り上げて、啓蒙に努めている。

地域包括支援センター係では、地域で孤立・孤独化する方々を少しでも減らすために、地域の介護保険サービス事業所や金融機関等を中心に、「見守り」に関する連携や協働をテーマに出前講座を行った。」

「イ ケアラー支援」

「令和 6 年度は、ケアラーに対する認知度と関心の高まりを実感した年度であった。

例えばケアラーサポーター養成講座では、令和 5 年度は修了者が 6 人であったが、令和 6 年度は 15 人に増えた。ケアラー相談についても、令和 5 年度の 15 件から 21 件に増加している。また、相談には至らないものの、問い合わせや情報提供も増えてきている。ヤングケアラーについては、コーディネーターが学校、医療機関、民生児童委員、地区協議会などに出向き、幅広く普及啓発に努めている。また、介護支援専門員調布連絡協議会や地域ケア会議、ケアマネなど、高齢分野の会議に参加する機会もあり、子どもと高齢といった領域や分野を超えたつながりも徐々に増えつつある。

デイサービス係では、家族会の開催を通じて、ケアを行うご家族の悩みや思いを共有し、孤立防止に努めた。」

「ウ 認知症支援」

「令和 6 年度は、主に令和 5 年度末に立ち上がったチームオレンジのサポートに努めた。

新たな団体の立ち上げは 6 年度はなかったが、令和 7 年度に立ち上げを目指す団体の支援等も行っている。また、担当職員が、「認知症世界の歩き方」の公認ファシリテーターの資格を取得し、地域住民や主任ケアマネジャー等に向けて、認知症支援についての普及啓発・研修等を行っている。」

「エ フレイル・介護予防支援」

「令和 5 年度末に理学療法士が退職した影響もあり、国領高齢者在宅サービスセンター事業においては、予定していた事業展開に遅れが生じた。後半期には、人員体制の見通しも

ついたことから、今後において、プログラム内容の充実等に取り組んでいく。

総合事業通所型サービス（市基準）については、原則として、ご自身が施設までお越しいただくということが前提になっており、施設（国領高齢者在宅サービスセンター）から距離のある地域にお住まいの方々については、利用につながりにくいという課題がある。このようなことから、バスストップ形式による送迎サービスを開始した。引き続き地域のニーズを丁寧に把握しながら、プログラム内容のさらなる充実を図り、よりよいサービス運営に努めていく。

このほか、令和 6 年度福祉講演会において、フレイル予防を取り上げ、市民の皆様に広く普及啓発を図った。」

理事より、「ケアラー相談支援のマップを全戸に配布したということで、すごく力を入れているのだなと思って感心している。その中で、令和 5 年度の 15 件から 21 件に増えたということだが、チラシを見ると、申し込み方法が二次元とか、オンラインでもやれるということで、その 21 件の中でオンラインの相談というのはあったのか。また、こういった相談内容なのか。ヤングなのか、ビジネスなのか、ダブルケアなのか。もし分かったら教えてほしい」との質問があり、事務局より、「ケアラー支援マップを全戸配布し、相談窓口として、QR コードを載せているので、QR コードから相談フォームに飛んで、相談フォームに入力していただいて、相談につながるケースも当然ある。ただ、大半は電話であり、「こういった相談がありますが」というお問い合わせが多い。

相談の傾向としては、切羽詰まって困って相談してくる方が多く、大概そういう方々は、ご自身でいろいろホームページを見たり、調べたりして、情報を知っている方が多く、ホームページからたどり着いて、ゆうあいに相談が来るというケースも 2 件ぐらいあった。ですから、相談経路は、電話、ネット。ネットからつながって相談フォームのような形で、多様である。

あと、主な相談内容としては、やはり高齢の親を介護する相談が多い。ヤングケアラー等の相談は、実際ケアラー相談窓口に入ってくることはほぼなくて、直接ヤングケアラー・コーディネーターのほうに相談や連絡が行ったりする。インターネット等から来る子どもの相談というのはまだない。

どういうご相談があるか、いくつかご紹介すると、施設のケアマネさんから、当事者の方が夜中に大声を上げてしまうのだが、ということをご家族から相談を受けた、どうしたらよいか、というようなご相談で、公社としては、こういった施設の方からのご相談にもお応えはするが、基本的には、困られている当事者、ご家族とかご本人からのご相談なので、こちらのほうは、情報提供と地域包括等のご案内をさせていただいている。

あと、個別のところは、ケアラー支援マップを見て電話をしたというケースで、別居の義理のお母様の介護が問題になっていて、アルツハイマーの認知症で、夜中になると症状が強くなって出てしまっていて、同居している旦那さんの介護負担が増えてきている、自分は遠距離に住んでいるので、どうしたらよいかとか、実際に介護がこんなふうが始まっていくのだということを大変に感じているというふうなご相談とか、あとは、ご家族間で介護方針が対立していて大変困っているとか、あとは金銭負担の問題で、どっちが払うとか、自分だけ多く払っているとかの経済的なトラブル、そういったご相談が近年多いように思っている」との答弁があった。

理事より、「本当にそういった相談窓口があるから安心だなと思う。業務的には、大変な相談を受けるので、ご苦勞をされているだろうなと思う」とのコメントがあった。
審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

シ 議案第 12 号 令和 6 年度収支決算（案）について

事務局より次のように説明があった。

「議案書のほうに収支決算（案）として財務諸表を添付しているが、ご説明は、先ほど事業報告で使った概要版資料で行う。巻末の 8 ページが概要、サマリーとなっている。」

「1 令和 6 年度収支状況」

「収入総額は 5 億 3,739 万円余、支出総額が 5 億 3,371 万円余となり、当期収支差額は 368 万円余となった。この結果、前期繰越収支差額にこの当期の収支差額を足して、次期繰越収支差額は 6,929 万円余となる。」

なお、収支差額のところに「※1」とあるが、点線枠のところに収支差額内訳がある。まず、自主事業の 2 事業の収支として、訪問介護事業で 388 万円のプラス、居宅介護支援事業でマイナス 162 万円余となり、2 事業の総体で 225 万円余のプラスとなっている。また、基本財産の運用収入、また雑収入等のその他収入で 143 万円余のプラスである。収支差額の合計が、368 万円余のプラスになる。」

「2 令和 6 年度正味財産増減状況」

「経常収益は 5 億 3,503 万円余、経常費用は 5 億 2,568 万円余となり、当期一般正味財産増減額は 934 万円余となった。当期一般正味財産増減額「※2」の内訳を下に載せている。先ほどの収支差額 368 万円余が増要因である。あと、固定資産の取得で 755 万円余、減価償却費でマイナス 189 万円余ということで、一般正味財産増減額が 934 万円余になる。」

理事より、「前回、自主事業で大分還元されるというお話があったが、どのような形で実行されたのか」との質問があり、事務局より、「3 月末に、令和 6 年度中に自主事業の還元を実施しており、その経費等は全て令和 6 年度の決算に反映をしている。概要版で自主事業の 2 事業合計収支が 225 万円とあるが、400 万円弱の還元を行ったので、経費としてももう既に執行されている。もしその還元を行わなかった場合は、600 万円余の黒字が出たという理解になる」との答弁があった。

理事より、「皆さん喜ばれたと思うが、どんな感想があったか、よろしければ、ご紹介いただきたい」との質問があり、事務局より、「自主事業にかかわっている登録型のヘルパーさんは、週に 2 日とか 3 日しか来ない方々にも、クオカードを一律でお配りし、本当に喜んでおり、少ししか働いていないのにいいのかしらと、そんなお言葉があった。クオカードを配布した理由は、登録型ヘルパーの方は扶養の範囲で働いている方が多いので、収入が増えてしまうと、賞与も払っていない職種なので、余計に収入制限で働けなくなるという現象が起こってしまう。そのため、収入に影響しないように配慮し、ギフトカードで還元したという経緯がある」との答弁があった。

理事より、「還元の対象になっていない、自主事業に従事していない方からは、どんな反応があったか」との質問があり、事務局より、「私もらっていないんだけどみたいな声があってもいいかなと思ったが、特段反応の声というのは上がってきていない。正職は給料が保障されており、市の職員並みの給料が出ているので、そこは特に何も言っていない。嘱

託の方々の多くは、今回、東京都とか国がやった処遇改善という形で、別途お金が出ている。自主事業の方々はそういう体制にほとんどなっていないので、そういう意味では、私はもらった、私はもらっていないという声は、特には出てはいない」との答弁があった。理事より、「こういうことをやるよというのは、全体に周知をされたのか」との質問があり、事務局より、「話をした」との答弁があった。

監事より監査報告があった。

「私たち両監事は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第24条及び関連法令に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果について、次のとおりにご報告する。

1 監査の方法及びその内容

(1) 業務監査については、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。

(2) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ス 議案第13号 令和7年度定時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第18条の規定により理事会の決議に基づいて理事長が招集することになっている。

このことから、令和7年5月19日（月曜日）、午後2時より、令和6年度事業報告、収支決算について審議するため、定時評議員会を開催したく、提出するものである。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第1号 令和6年度下半期苦情解決状況について

事務局より次のように報告があった。

「令和6年10月から令和7年3月までの6カ月間で申し出があった苦情は、1件で、食事サービス事業に関するものである。

苦情の内容は、住民の方からの苦情である。食事の配達の際に、住民から停車位置を移すよう注意された際に、配達スタッフの方から言い返されたことについてご指摘があった。

対応の状況としては、職員が住民の方に謝罪した後に、配達者の停止位置を変更し、また、配達スタッフへ態度を改めるよう指導した。

改善内容としては、スタッフ間に、市民の方への対応に気をつけるよう注意喚起した。

ご利用者やご家族のみならず、地域の市民からの信頼も損なわぬよう、職員、協力会員とも苦情解決に関する情報共有に努めていく。」

報告のとおり、了承された。

イ 報告第2号 令和6年度下半期事故報告について

事務局より次のように報告があった。

「報告の対象期間は、令和6年10月から令和7年3月までの6カ月間で、発生した事故報告件数は4件である。

事業別に見ると、デイサービスぷちぼあん事業が2件、訪問介護事業が2件となる。

事故の概要としては、感染症、転倒、物損となる。

今後も、感染予防と事故防止、報告体制の徹底を図り、安心・安全なサービス提供を継続していく。」

報告のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。